(仮称) 菊陽町町民参画・協働推進条例素案

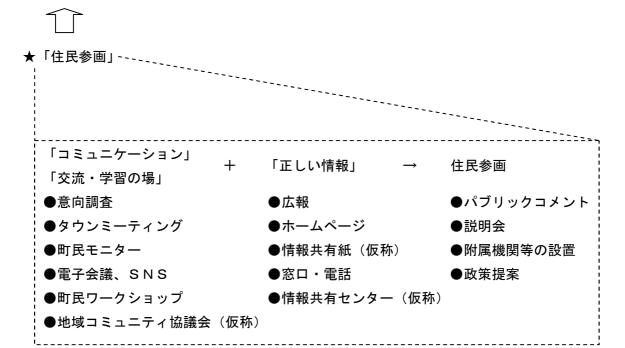
第6回菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会

# 住民の福祉の増進のため

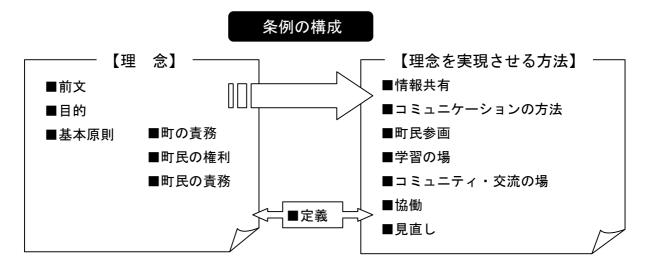
★地域の未来は地域が決め、その責任も地域が負う(地域主権)自己決定、自己責任による「自治」の実現。



★住民ニーズの多様化による公共の範囲の拡大 (新しい公共)。新しい公共サービスの提供を「協働」により実現。



★この条例の目的は、協働の仕組みをつくるため、その入口である「住民参画」を推進すること。住民参画は住民と行政の情報交換、質疑応答、意見交換などを通じた日々のコミュニケーションの積み重ねにより実現される。



#### (前文)

- 菊陽町は豊かで恵まれた自然や農地と快適な都市環境が共存しているまち
- ・ 町民と町が日々情報を交換しながらコミュニケーションを図り、信頼関係を築くことが まちづくりの原点
- ・ 公益は町民と町がともに作りあげるもの
- ・ 自治の主人公である町民と、その町民から信託を受けた町長、町議会のあらゆる知識や 経験、創造的な活動を総動員して新しい菊陽町を創造する

#### (目的)

○ この条例は町民参画の基本的な事項を定めることにより、町民と町がコミュニケーションを図り、信頼関係を築き、もって町民と町との協働によるまちづくりを進めることを目的とする

### (定義)

- 〇 町民:町内に在住、在勤、在学する個人および町内に事務所又は事業所を有する法人そ の他の団体
- 〇 町:町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会
- 町民参画:町の政策立案、実施およびその評価に、広く町民の意見を反映させるとともに、町民と町との協働によるまちづくりを推進することを目的として、町民が町政に参画すること
- 〇 協働:町民と町が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して町政を 充実させ、又は発展させること

## (基本原則)

- 町民参画は、町民と町それぞれが有する情報を共有することで日々のコミュニケーションを積み重ね学び合い、お互いの意向を把握し、相互理解を深めながら行う
- 町民参画は、町民の持つ豊かな社会経験および創造的な活動が尊重されるとともに、町 民の福祉の増進および町政運営の効率性が確保されることを基本として推進する
- 町民参画は、町民にとって、その機会が平等に保障される

#### (町の青務)

- 町は町民が自ら町政について考え、理解し、質問や意見提出ができるよう、政策に関する情報をわかりやすく公開し、説明するとともに町のビジョンを明確に示す
- 町は町政に関する町民の質問や意見、提案等を総合的に検討し、これらに応答するため、 行政組織の環境整備を行い、必要に応じ、随時その見直しを行う
- 町民参画推進会議を設置する(実施責任者を構成員とする)

#### (町民の権利)

- 町民は町および町議会に対して、情報を求める権利を有する
- 町民はまちづくりに参画する権利を有する
- 町民は町政に関し学ぶ権利を有する

## (町民の責務)

- 町民は町や地域の未来に自ら責任を持ち、評論的な立場ではなく、当事者意識を持ちな がらまちづくりに参画する
- 町民は特定の個人および団体の利益を図ることを目的とせず、町民全体の利益を考慮することを基本として参画する

#### (情報共有)

- 町民と町それぞれが有する情報を共有しながら日々のコミュニケーションを積み重ねるため、次に掲げる事項に配慮する
- ・ 町民参画推進計画の策定(各部(課)ごとに策定)
- ・ 情報共有紙の作成、配布(年数回発行?、ニセコ町の「もっと知りたい ことしの仕事」 のようなもの?)
- ・ 情報共有センター(仮称)の設置
- 町民参画手続を要しないものでも情報の提供を行う

#### (コミュニケーションの方法)

- 意向調査
- タウンミーティング
- 町民モニター
- 電子会議、SNS

#### (意向調査)

- 町民参画を促進するために、継続的な意識調査を実施する
- 町民は、町に意向調査の実施を求めることができる
- 町は意向調査の目的、内容、対象者および結果の処理方法について、あらかじめ公表す る

## (タウンミーティング)

○ 町長は町民からの意見や要望などを聞くとともに町のビジョンを示し、意見交換を行う

## (町民モニター)

○ 町は参加を呼びかけ、それに応じて希望した町民をモニターとして登録し、意見等を求める

## (電子会議、SNS)

〇インターネット上で、町民と町 (あるいは町民同士) が意見交換を行う

## (町民参画の対象)

- 基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画
- 町の基本的な条例、町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限する条例
- 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- 生活に密着した事業
- 金銭徴収事項
- 行政評価の結果
- 議員提案条例
- 公の施設の設置や利用方法
- 町民が参画を求める計画等
- 次に該当するものについては町民参画手続の実施を要しない
- ・ 緊急を要するもの
- ・ 軽微なもの
- ・ 参画手続が法令等により定められているもの
- ・ 実施基準が法令等により定められているもの

## (町民参画の時期)

- できるだけ早い時期で次に掲げる事項を考慮して決める
- ・ 参画対象事業等に対する十分な理解がされているか
- ・ 十分な理解ができるよう質問を受付、応答できるか

## (町民参画の方法)

- パブリックコメント
- 説明会
- 附属機関等の設置
- プラーヌンクスツェレ
- 政策提案
- ・ パブリックコメントと説明会は原則併せて行う

# (パブリックコメント)

- パブリックコメント手続を行うときは、次の事項を公表する
- ・ 対象とする事案の内容
- ・ 対象とする事案の処理方針についての原案および関連事項
- ・ 意見の提出先、提出方法および提出期限
- ・ 意見を提出することができる者の範囲
- 公表を行う場合、20日以上とする
- 提出された質問・意見について、検討し、案を修正したときは修正内容を、また修正し なかった場合、その理由を町の考えと併せて公表する
- 公表後、再度パブリックコメント手続を行う

#### (説明会)

- 説明会を開催するときは、次の事項を公表する
- ・ 対象とする事案の内容
- ・ 開催する日時、場所
- ・ 開催後、説明会時に行われた質疑応答の内容

## (附属機関等の設置)

- 専門的・技術的知識および経験、学識経験等に基づく審議により答申、報告等を求める 場合は、附属機関等を設置する
- ・ 町は附属機関等の委員に町民を選任する場合は、その全部又は一部を公募により選考する
- ・ 幅広い人材を登用するため、男女の比率および年齢構成並びに委員の在期数および他の 機関の委員との兼職状況に配慮する

## (プラーヌンクスツェレ)

○ 住民基本台帳などから無作為に町民を選び、参画を受諾した町民を委員に委嘱し、ある テーマについて討議をし、提言等の形で結論をまとめる

## (政策提案)

- 町民は○人以上で政策などの案を提案することができる
- 町は町民に政策の提案を求めることができる
- 町民が提案したものに対して、町(あるいは町民と町)が調査研究し、その政策を実施 するか否かの検討を行い、結果を公表する。

## (提出された意見の取扱)

- 参画手続を経て提出された意見、情報を総合的かつ多面的に検討する
- 検討した結果は、情報公開条例の規定する不開示情報に該当するものを除き、速やかに 公表する

### (公表の方法)

- 担当窓口での供覧および配布
- 町ホームページへの掲載
- 情報共有紙への掲載
- その他周知すべき者に対し、効果的に周知できる方法

## (実施責任者)

〇町民参画の適正な実施を確保するため、参画実施責任者を置く

## (学習の場)

- 町や地域の課題、問題点等の抽出や解決方法について、町民と町または町民同士の自由 な議論を通じた学びにより町民意見の方向性を見いだすことを目的とする集まり(以下 町民ワークショップという)を開催する
- 町民は公益活動やコミュニティ活動などについて、○人以上の連署で町民ワークショップの開催を求めることができる

## (コミュニティ・交流の場)

- 町はコミュニティ活動が盛んに行われる環境づくりなど適切な施策を実施する
- 町は、団体、地域および個人などが行う町民公益活動を促進するため、情報の提供、活動への協力など必要な支援を行う
- 小学校区を単位とした地域に、地域自治を向上させるために、地域の自治会(子ども会、 老人会、婦人会など)、ボランティア団体、NPO法人、PTA、などの各種活動によって組 織される「地域コミュニティ協議会(仮称)」を設置することができる
- 地域コミュニティ協議会(仮称)の要請に応じて、地域コミュニティ協議会担当職員を 派遣する(担当職員は参画手続実施責任者とする)

# (協働)

- 町民および町は、町民と町との日常的な協働を円滑に進めるため、次に掲げる事項に留 意する
- ・ 町民の知識および技能の町政への活用
- ・ 町民による協働のための情報の町への自主的提供並びに町による町民情報の積極的収 集および町民との共有

# (見直し)

○ この条例は必要に応じ、随時見直しを行う